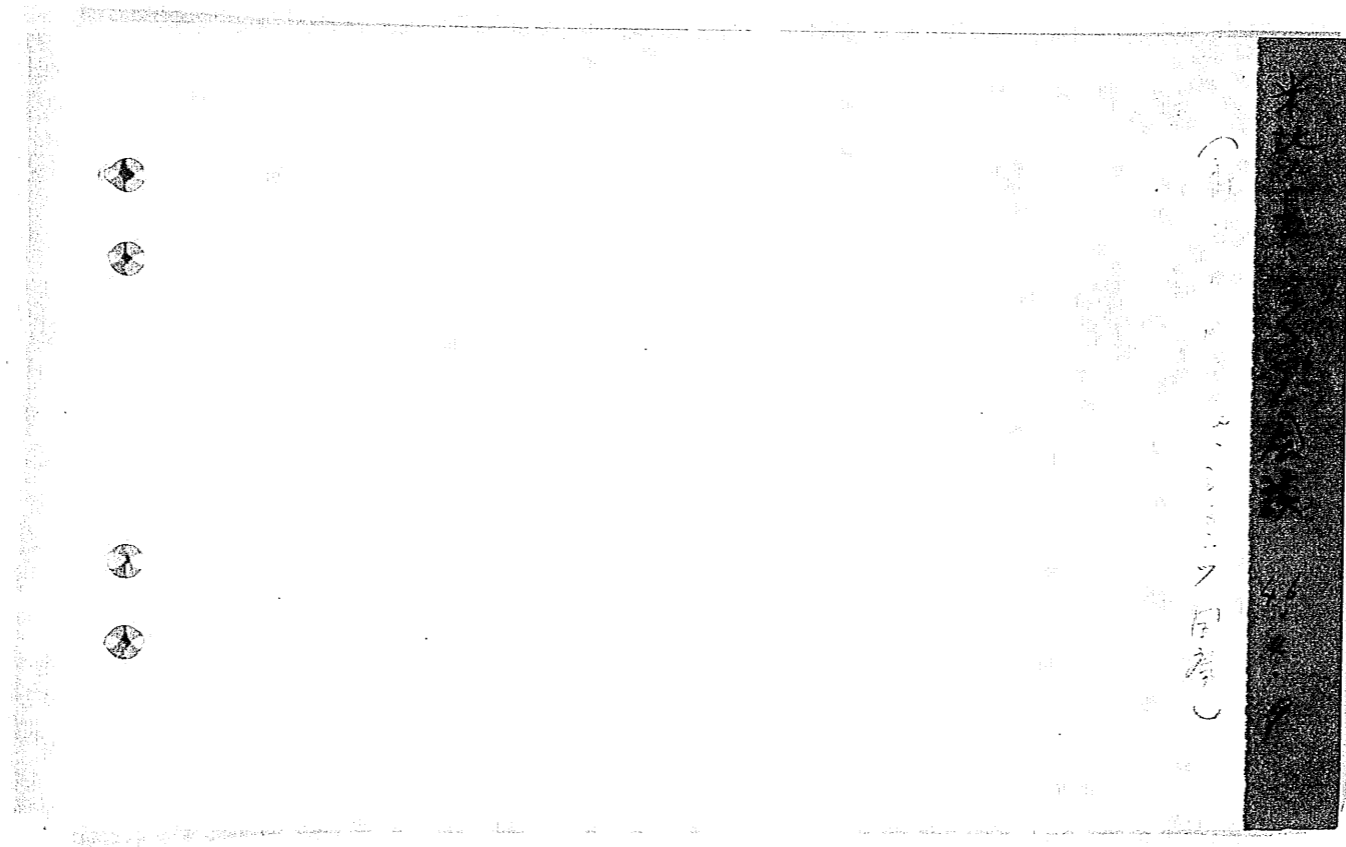


# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係 沖縄の航空権益第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43485">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43485</a>

米比ノ長、ミシテ  
会談  
4.6  
4.  
9



903 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 符号表示 (暗) 略 平 総第09 164 号

第 168 号 ※昭和 年 月 日 時 分 発

APR 9 2 1 3 0

部の内号 大至急 至急 普通 LTF 発電係

主管 主管局部課(室)名

アメリカ局長 北米課

参事官 北米課長

起案者 田中 電話番号 2467

起案 昭和 46 年 4 月 9 日

協賛先

条約課長 国際協定課長

国際経済課長 中野調査官

在米 牛場 大使 臨時代理大使

あて 外務大臣 発

総領事 代理

電報 在 沖繩 高瀬 大使 臨時代理大使

あて

総領事 代理

件名 沖繩返還問題 (航空路線)

本件を促進すべく 9 日

北米課長 ランデ参事

官談の概要次のとおり。(上田運輸省航空国際課長、シユミツ法務担当官(出席))

1. (1) 当方より、沖繩の航空権益は日米航空協定上の

写  
済

660

バランスに反し、一時的にカボタージュ的な行為の暫定措置をとらざるを得ないとの日本側の立場、並びにその暫定期間中の収益は、通常の航空路線権バランス検討の際には代償を要しないが、その期間が長くなる場合は代償を要せざるを得ないとの述べらる。

(2) 先方より、(1) 航空協定に基づく問題としては、合理的な暫定期間後に取組むこと、返還協定の成立のため、暫定期間中のカボタージュが認められず、米側との交渉において、カボタージュ付が妥当なことは、10年以内では、(ロ) 米議会との関係では、暫定期間の長さ、カボタージュの認否、路線の付着の確保の結果米航空企業にも adverse effect が生じ、業界の圧力として、返還協定の成否にも影響する。特にカボタージュが認められず

れば、イパフトは表面化し問題となさうと述べた。

2. JSK. (1) カボタージュを戻す。

(イ) 当方より (a) 東京/大阪・那覇市の運輸権は

NWA 及び日本側企業共に大部分を占めて

おり、いかに認められぬとなすと競争を欠き、

政治問題化する。(b) 米側は <sup>現在の</sup>日本本土以外の

向ではなく、<sup>沖繩と本土間の</sup> 運送に伴う臨時 ~~カボタージュ~~

を求めているのであり、<sup>（イ）</sup>日本の航空法ではいかに

禁止してない旨である。<sup>（ウ）</sup> 実際の考慮として

米国人のみに対するカボタージュ <sup>（ウ）</sup>認められぬ

と述べた。

(ロ) 米側は当方より、<sup>（ウ）</sup> 運送後の沖繩（那覇）は

東京・大阪 <sup>（ウ）</sup> 此處を指すのであり、本土並みに

扱うとの運送の原則及び国民感情から例外

的に認めるとは出来 ~~ず~~

国会においても問題化するとは必要である旨述べた。

カボタージュは認められぬ旨強調した。

(2) 暫定期間について。

(イ) 当方より、そろそろ日本側より、日本側が妥当と

考える暫定期間を示して欲しいと述べたので。

当方より、10年などとは話にもならず、わが方として

はカボタージュなしの最少限の期間、具体的に

には運送後1年では短かすぎようが、2年か

妥当と考える旨述べた。（当方より、JSK、米

側航空企業は復帰後の事業計画との関連

において暫定期間の長さを問題としている面も

あるようだが、然りとすれば、復帰日後2年という

期間は、協定署名日より起算すれば、実質的に

は3年と著しいこととなるのではなぬかと指摘

してありた。）

(II) 交渉は先方より、カボタージュなしの2年は  
 全く短かすぎた問題ならば、議会方面への心理的  
 影響を考えると、<sup>2年は(か)ないは(か)半日は最も下午</sup> 交渉は  
 取引を伴った議会で大まかにたかやうと述べた  
 上記(1)カゴ内の点については、全く承服出来ない旨を付言した。

① 最後に、先方より、カボタージュ付き10年の暫定措置  
 に認めらるれば、早く交渉決意はなりたい。(1) <sup>(1) 評する</sup>  
 カボタージュ付きの措置。(II) 米国人のみのカボタージュ  
 付きの措置。② (ハ) 国際路線構造の3本の組合  
 せ <sup>いかによって</sup> 弾力的になじらる立場にあるが、カボタージュ  
 がない年においては問題にならないと述べた。カゴ対し、  
 当方より、カボタージュは認めらるる旨を繰返した。  
 暫定期間の長さは、従来の10年と2年で

(本日の会合により) 一層具体的  
 交渉は進まざる。問題点の <sup>(と見られる)</sup> 交渉は  
 かつ交渉の軌道に乗ったので、双方でさらに検  
 討の上、<sup>さらに</sup> <sup>うが</sup> <sup>または</sup> <sup>その後</sup> のレベルで話し合  
 必要にして、上部レベルで話し合うことになり、  
 と述べ、先方はこれを了承した。  
 沖縄の転報は。 111

秘密表示(本口)  
**極 秘**  
 無 期 限  
 部の内  
 号

部 数 指 示	発 信 用	執 務 用	備 考
主 信	/	/	2
付 属	/ 添付		

発 送 日 昭和46年4月13日  
 発 信 日 昭和46年4月13日  
 発 信 校 校

文 書 課 長 (分 類) 公 信 案

公 信 番 号 米北/ 第 50 号	公 信 日 付 昭和46年4月28日
大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参 事 官 北米才一課長
起 案 昭 和 46 年 4 月 12 日	
起 案 者 田中 電話番号 2467	
協 議 先	
受 信 者 在 沖 縄 高 瀬 大 使	発 信 者 外 務 大 臣
写 送 付 先	( 希 望 発 送 日 ) 月 日
件 名 電 信 転 報 ( 沖 縄 返 還 問 題 — 航 空 炭 灰 )	

GA-2 13 外務省 回覧番号

米北/ 第 50 号  
 昭和46年4月13日

沖縄復帰準備委員会  
 日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

電 信 転 報 ( 沖 縄 返 還 問 題 — 航 空 炭 灰 )

本件に関する下記電信(ノ)通を転報する。

記  
 46年4月9日 本大臣発 米 電報 米北/ 第 663 号

付 属 添 付

極 秘  
無 期 限  
部 の 内  
号

リカ局長  
参 事 官  
北米オ一課長

W  
W

沖縄の米航空権益の取扱いに関する  
子葉北米オ一課長、ランデ参事官会談記録

46. 4. 12

リカ局北米オ一課 (田中)

去る9日午後、リカ局長、本件会談の模様について  
は、同日夜、在米大使館へ電報がみである。同電報  
のラインに沿って、別添のとおり、会談記録要旨を作成  
した。このうち一部を運輸省航空局に送付  
することとした。

(別添 4-2 ~ 4-4 迄 3部) JCAB 伊東係長へ送付済)

GA-5

外務省

極 秘  
無 期 限  
部 の 内  
号

沖縄返還協定交渉に関連する沖縄の  
米航空権益に関する会談記録(要旨)  
(取扱)

46. 4. 9.

米北1.

1. 日時 昭和46年4月9日(金) 10:30~12:00

2. 場所 408号室

3. 出席者 日本側 外務省リカ局長北米オ一課 子葉課長

法眼者係長

田中

運輸省航空局国際課 上田課長

伊東係長

米側 在米大使館 ランデ参事官

ジュビッツ法務担当係

GA-6

外務省



4. 会談要旨

(1) 千葉課長より、本日は本件(沖縄の米航空権益の取扱の件)を軌道に乗せよう。運輸航空局の上田国際課長の参りも得られ次第あり。米側の見解を伺い取りと承置きの上、

(イ) 沖縄の米航空権益は、日米航空協定上の西国路線権のバランスに直結しており、航空路線全般の広範の中で解決を要するものから、これを切り離す。最近の(通常の航空交渉の場合に解決せず)状況から、一先この立場をとり離し、暫定措置を3年間の試行を認めると考えている。

(ロ) たゞし、沖縄・日本本土間のカボタージュは認められない。

(ハ) また、米側の云々暫定措置中の "no charge" の

問題につき、通常の航空協定に基づく路線権

バランス検討の際には、この合理的な暫定期間中の収益を、日本側が代償を要求する上の収益とは算入しない。たゞし、暫定期間が長くなる場合には、代償を要求せざるを得なくなろう。

との基本的立場を述べた。

(2) 山口課長より、

(イ) 参考事は、合理的な暫定期間後、本件を航空協定に基づく問題として扱うときは米側と況も異存はない。返還協定成立のための問題として、どの程度の暫定期間とカボタージュを認めらるべきか問題であり、

米側としてはカボタージュ付き10年が妥当と

考えると述べ

(II) 「シ」法路拒否より、返還協定は米公使の承認を要することとなり、米議会との関係で

は (i) 暫定期間の長さ、(ii) カボタージュが認められるか否か、(iii) 路線の形態、等の内容

が問題となる。復帰後の米航空企業の業務に及ぼす *adverse effect* が生ずる恐れあり

となれば、業界の対議会圧力がかわり、返還協定の成否に大きな影響を及ぼす。特に、

カボタージュが認められないとなれば、インパクトは表面化し、この問題となることと述べ、さらに

(I) 「シ」より、(i) 東京/大阪・沖縄(那覇)間の運輸権は米企業(NWA, FTL) 及び日本側航空企業

の双方共に大きな割合を占めており、この認め

られないとなれば、懸念を欠き、政治問題化しない。

(ii) 米側は現在の日本本土内の地空間のカボタージュではなく、返還に伴う沖縄と日本本

土間の臨時的なカボタージュを求めているのであり、しかも日本の航空法ではカボタージュを「ラ」より、

禁止してはならない旨であると述べた。

(3) この対シ、千葉課長より、返還後の沖縄(那

覇)は、東京、大阪と同様の地空となすものであり、本土並みに扱うとの返還の原則および国民感情

から、例外的にカボタージュを認めることは出来ず、仮に何か理由にせよ之を認めたとすれば、国会

において問題化するに至ることは必至であり、カボタージュは認められない旨強調した。其、上田国際

課長(那覇支)より、現在の沖縄・東京/大阪間の輸

送において日本人旅客が多いことを指摘した。この点

からカボタージュは認められない旨述べた。

この点に対し「ラ」は、(下記(4)のやり取りの後)実

際<sup>サクト</sup>の解決案として、米国人の多くに対するカボタージュが  
サクト認められないかと述べた。

(4) 「ラ」より、暫定期間において、日本側が妥当と考  
える暫定期間を示して欲しいと述べたのに対し、

千葉課長より、米側の云う10年などは全く話にな  
らず、日本側としてはカボタージュなどの最少限の期間、

具体的には、返還後1年では短かすぎようが、2年  
が妥当であると考え旨述べた。また米側航空

企業は復帰後の事業計画との関連において  
暫定期間の長さを問題としている面もあるようだが、

然りとすなは、この復帰日以後、2年という暫定期間

は返還協定署名日より起算すべしは実質的には

3年と著しいこととなるのではないかと指摘した。

この点に対し、「ラ」は、カボタージュなどの2年は

短かすぎ全く問題にならないと述べた。また「ラ」  
は議会方面への心理的影響を考慮するに、

2年は価値がないばかりか、米側は最下手  
な取引をしたとして議会で大きく反論がなされ

と述べた。かつ、上記協定署名日より起算して3年  
という点については全く承服出来ないと述べた。

(5) (イ) 「ラ」より、カボタージュ付き10年の暫定措置が  
認められないことは既に述べたことになり、米側として

は、(i) カボタージュ付きの暫定措置、(ii) 米国人の  
に対するカボタージュ付きの暫定措置および(iii) 国際

航空路線構造、の3点の組合せいかくによって、

弾力的にたい動する立場にあるが、カボタージュなし

の2年間の暫定措置では問題にならない旨述べた。

(ロ) への対応、千葉課長より、(i) カボタージュは認

められないことを繰返して述べ、(ii) 暫定期間の長

きについて、米側は10年という、わが方は2年と

云い歩み寄りを見せたいが、(iii) 本日の会合に

より、双方の問題点が一層具体的になり、かつ、

本件交渉が軌道に乗ったと思ふので、お互

にさらけ検討の上、よりこのレベルで話し合

いが、又は必要に応じて、上部レベルの面でも話し合

うこととしたいと述べたところ、先方はこれを了

承した。